

平成17年度
病院事業会計予算概要

予算概要 目次

平成 17 年度 病院事業会計予算総括表

- 1 平成 17 年度予算案の基本的な考え方
- 2 各病院の主な取組
- 3 一般会計繰入金の見直し
- 4 受益者負担の見直し等
- 5 高度情報化の推進
- 6 各病院予算の状況
 - (1) 市民病院
 - (2) 脳血管医療センター
 - (3) みなと赤十字病院
 - (4) 港湾病院
- 7 一般会計繰入金の明細
 - (1) 市民病院
 - (2) 脳血管医療センター
 - (3) みなと赤十字病院
 - (4) 港湾病院

【参考】用語解説

平成17年度 病院事業会計 予算総括表

【収益的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減
収益的收入	31,745,832	26,020,690	5,725,142
市民病院	14,259,596	14,171,231	88,365
脳血管医療センター	6,460,502	5,614,928	845,574
みなと赤十字病院	10,616,078	-	10,616,078
港湾病院	409,656	6,234,531	5,824,875
収益的支出	36,331,852	31,588,116	4,743,736
市民病院	15,324,185	14,892,833	431,352
脳血管医療センター	8,122,632	8,052,888	69,744
みなと赤十字病院	12,459,956	-	12,459,956
港湾病院	425,079	8,642,395	8,217,316
経常収支	4,199,982	3,794,531	405,451
特別損益	386,038	1,772,895	1,386,857
純損益	4,586,020	5,567,426	981,406

【資本的収支】

	平成17年度	平成16年度	差引増減
資本的收入	3,404,784	3,455,277	50,493
市民病院	1,109,100	1,000,680	108,420
脳血管医療センター	651,095	704,192	53,097
みなと赤十字病院	129,566	1,629,201	1,499,635
港湾病院	1,515,023	121,204	1,393,819
資本的支出	2,800,968	4,465,539	1,664,571
市民病院	1,602,235	1,488,246	113,989
脳血管医療センター	1,054,144	1,126,287	72,143
みなと赤十字病院	129,566	1,629,201	1,499,635
港湾病院	15,023	221,805	206,782
資本的収支	603,816	1,010,262	1,614,078

一般会計繰入金	8,515,912	7,323,361	1,192,551
長期借入金	-	686,000	686,000
計	8,515,912	8,009,361	506,551

1 平成 17 年度予算の基本的な考え方

市立病院の経営改革については、これまで様々な検討を重ねてまいりましたが、平成 17 年度は、その具体化に向けた節目の年となります。そのひとつとして、横浜市病院事業は、本年度から地方公営企業法を全部適用し、病院経営局として独立します。また、4 月には指定管理者制度を導入した市立病院として「みなと赤十字病院」が開院します。さらに、平成 17 年度は、「横浜市立病院経営改革計画」(期間 H17～H20)の計画初年度にあたります。

こうした中で平成 17 年度予算案については、市立病院の経営改革の実現に向け、経営改革計画の確実な達成を目指すものとして編成しています。

横浜市立病院経営改革計画基本方針(経営改革計画抜粋)

- (1) 全ての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

2 各病院の主な取組

市立病院として、市民に良質な医療を提供するとともに、健全な病院経営を行っていくため、医療機能の充実や患者サービスの向上に取り組んでいきます。

(1) 市民病院

地域医療支援病院の施設認定取得に向け紹介率・逆紹介率の向上に努めます。また、クリニカルパスの活用などにより医療の安全性を高めるとともに平均在院日数の短縮を図ります。

さらに、がん診療機能の向上に向け、内視鏡センター等の整備を行います。

(2) 脳血管医療センター

寝たきりの防止や早期社会復帰の一層の促進及び収益の向上を図るために、リハビリテーションの充実に取り組めます。

また、医療機関相互の機能分担と連携を積極的に進め、市全体として、より充実した脳血管疾患医療提供体制を構築するため、「横浜市立脳血管医療センター医療機能検討会議」を設置し、改めて基本的な医療機能についての検討を行っているところです。

(3) みなと赤十字病院

指定管理者である日本赤十字社と十分に連携を図りながら、「24 時間 365 日の救急医療」、「小児救急医療」などの市立病院として市民に提供すべき政策的医療を確保するとともに、良質な医療の提供を目指します。

(4) 港湾病院

港湾病院は、平成 16 年度末で閉院となり、診療機能は、みなと赤十字病院へ引き継ぎます。

平成 17 年度は、閉院後の残務処理及び病院建物の解体・撤去を行います。

また、平成 16 年度までの病院運営により生じた債務を、閉院に伴い段階的に解消していくため、繰入れを行います。

3 一般会計繰入金の見直し

一般会計繰入金については、市立病院が担うべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、見直しを行います。

一般会計繰入金見直しの考え方（経営改革計画抜粋）

民間病院でも同様の医療を行っているものについては、民間病院への補助等に準拠した積算で繰入れを行います。

本市としての施策目的を達成するために行っている医療で客観的に採算を取ることが困難と認められるものや、市立病院が果たすべき役割として実施しているものについては、位置付けや積算の考え方を明らかにして繰入れを行います。

公営企業としての性格上、一般会計で負担せざるを得ないと認められるものについては、国の定める基準等に従って繰入れを行います。

(1) 市民病院

政策的医療に対する繰入金については、地域中核病院等への補助金、委託料とのバランスを考慮して、削減するとともに、高度医療に対する繰入金については、平成 20 年度までに段階的に廃止します。

また、がん検診センターに対する繰入金については、民間医療機関と同様に委託の考え方を基本として見直します。

(2) 脳血管医療センター

脳血管疾患医療に対する専門的な取組については、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要で、かつ、全体として不採算とならざるを得ないものであることから、政策的医療の位置付けの中で繰入れを行うものとしします。

(3) みなと赤十字病院

指定管理者に対する政策的医療交付金、指定管理者の行なう医療機器等の整備に係る利子補助相当額等及び、企業債元利償還金等に対する繰入れなどを行います。

(4) 港湾病院

残務処理に要する費用、現病院施設の解体撤去に要する費用、及び平成 16 年度までに生じた病院運営に伴う債務を閉院に伴い、段階的に解消していくため、繰入れを行います。

4 受益者負担の見直し等

分べん介助料など診療報酬の対象外となる料金の見直しを行います。

主な見直し内容

分べん介助料	(現行) 80,000 円	100,000 円
文書料	(現行) 520 ~ 3,150 円	1,050 ~ 5,250 円
駐車場使用料	(現行) 1 時間 400 円 (患者無料)	
	3 時間まで 300 円 (最初の 30 分までは無料)	
	以後 1 時間までごとに 100 円加算	
	(全ての方が有料取扱)	

特別室使用料

みなと赤十字病院の特別室使用料を新たに設定 11,550 ~ 52,500 円

非紹介患者初診料加算

市民病院 (現行) 1,320 円 2,240 円

脳血管医療センター (現行) 1,620 円 2,560 円

みなと赤十字病院 (新規) 2,240 円

がん検診センター独自検診料 (現行) 400 ~ 3,700 円 1,300 ~ 7,700 円

喉頭がん検診、大腸がん検診 (エックス線間接撮影)、肝臓・胆のう・すい臓がん検診、前立腺がん検診、卵巣がん検診

5 高度情報化の推進

医療の質、患者サービスの向上を図り、機動的で効率的な病院経営を実現するためには、病院運営に係る各種の情報を適時的確に把握し、職員間の情報の共有や、患者への適切な情報提供を進めることが重要です。

最新の情報技術等を用いた情報化を推進するために、平成 17 年度は市民病院、脳血管医療センターにおいて情報基盤整備、システム設計等を行います。

(注) みなと赤十字病院においても、日本赤十字社による電子カルテ等の導入が予定されています。

6 各病院予算の状況

(1) 市民病院

【市民病院の概要】

横浜市立市民病院は、公設公営の総合的な病院として、救急医療、感染症医療など、地域に必要とされる政策的医療に取り組むとともに、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

開院	昭和35年10月18日	
所在地	保土ヶ谷区岡沢町56	
敷地面積	20,389㎡	
建物延床面積	病院	36,576㎡
	がん検診センター	3,666㎡
	付属施設	4,213㎡
病床数	626床（一般600床、感染症26床）	
診療科	22科 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、 脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科	

【市民病院の特徴】

24時間365日の救急医療	第一種感染症指定医療機関
輪番制救急医療	神奈川県災害医療拠点病院
小児救急医療	エイズ診療拠点病院
母児二次救急医療	臨床研修指定病院

平成17年度予算の主な改善内容

(1) 収益確保

NICU加算等の診療報酬上の各種加算の取得、平均在院日数の短縮、紹介率の向上などに取り組み、診療単価の向上を図ります。

入院診療単価	41,000円（3,000円の増）
外来診療単価	9,000円（500円の増）

(2) 費用節減

業務内容や必要人員の再検討等による委託料の見直し、光熱水費の節減などにより、経費の徹底した見直しを図ります。

委託料の減	176百万円
光熱水費の減	29百万円

(3) 一般会計繰入金

政策的医療に対する繰入金の見直し、高度医療経費の段階的な廃止、がん検診センター繰入金の見直しなどにより、一般会計繰入金の縮減を図ります。

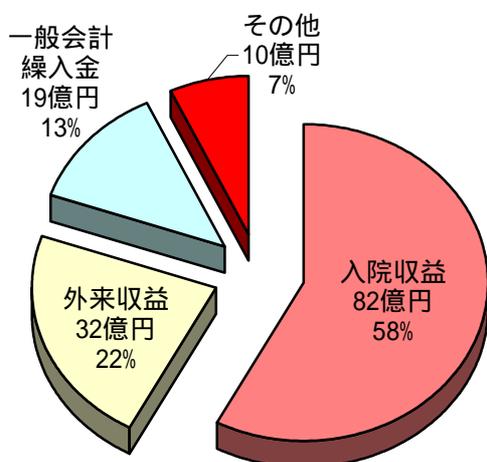
一般会計繰入金合計	2,099百万円（538百万円の減）
-----------	--------------------

【市民病院の収益的収支】

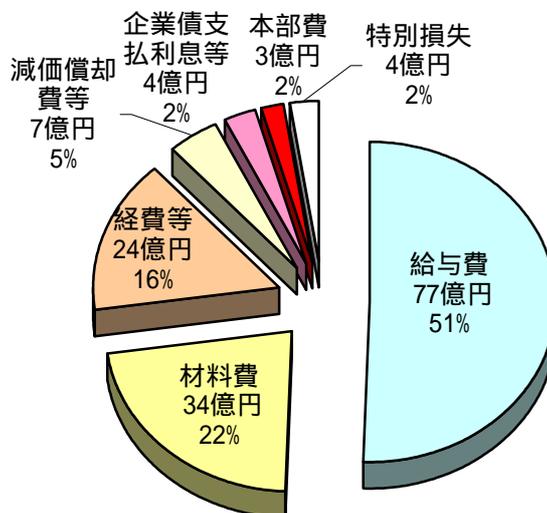
(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
市民病院 収益的収入	14,259,596	14,171,231	88,365	
入院収益	8,228,700	7,961,000	267,700	1日平均患者数550人 入院診療単価41,000円
外来収益	3,227,400	3,056,600	170,800	1日平均患者数1,470人 外来診療単価9,000円
一般会計繰入金	1,830,091	2,296,393	466,302	20頁参照
その他	973,405	857,238	116,167	室料差額収益、がん検診 センター検診収益等
市民病院 収益的支出	15,324,185	14,892,833	431,352	
給与費	7,763,771	7,690,276	73,495	職員給与費等
材料費	3,367,999	3,247,076	120,923	薬品費、診療材料費等
経費等	2,432,790	2,729,386	296,596	光熱水費、委託料等
減価償却費等	698,511	826,796	128,285	
企業債支払利息等	371,398	399,299	27,901	
本部費	319,101	-	319,101	
特別損失	370,615	-	370,615	看護師宿舎解体撤去に伴う費用
経常収支	693,974	721,602	27,628	
特別損益	370,615	-	370,615	
純損益	1,064,589	721,602	342,987	

市民病院収益的収入の内訳
総額143億円(17年度)



市民病院収益的支出の内訳
総額153億円(17年度)



【1日平均患者数、診療単価の推移】

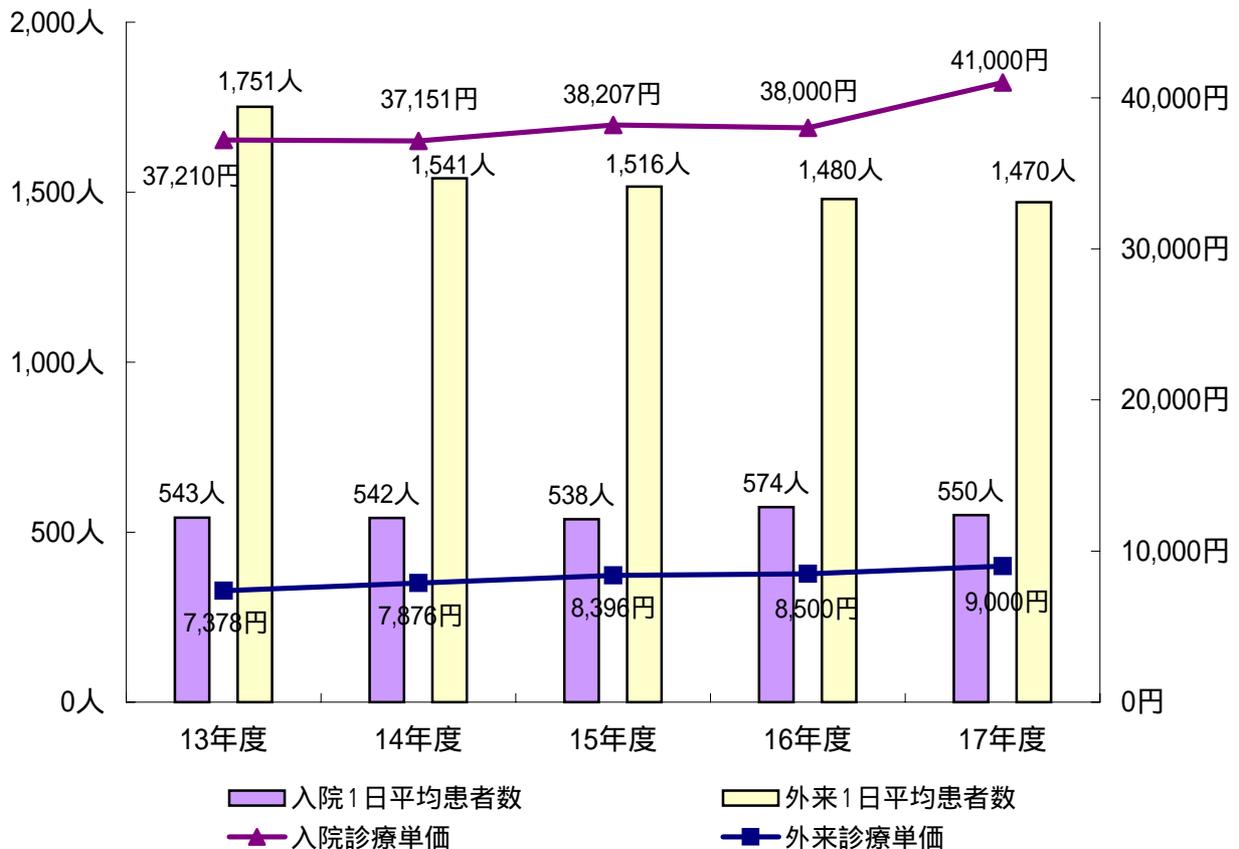
【1日平均患者数】

	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 予算	平成17年度 予算
入院患者数	543 人	542 人	538 人	574 人	550 人
外来患者数	1,751 人	1,541 人	1,516 人	1,480 人	1,470 人

【1人当たり診療単価】

	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 予算	平成17年度 予算
入院収益	37,210 円	37,151 円	38,207 円	38,000 円	41,000 円
外来収益	7,378 円	7,876 円	8,396 円	8,500 円	9,000 円

入院・外来収益指標の推移



【市民病院の資本的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
市民病院 資本的収入	1,109,100	1,000,680	108,420	
企業債	840,000	660,000	180,000	
一般会計繰入金	269,100	340,680	71,580	20項参照
市民病院 資本的支出	1,602,235	1,488,246	113,989	
建設改良費	1,198,585	977,226	221,359	内視鏡etc-整備、 高度情報化等
企業債償還金	403,650	511,020	107,370	

(2) 脳血管医療センター

【脳血管医療センターの概要】

横浜市立脳血管医療センターは、後遺症の軽減と早期社会復帰の支援に取り組む専門病院として、良質な脳血管疾患医療を提供します。

また、医療機関相互の機能分担と連携を積極的に進め、市全体として、より充実した脳血管疾患医療提供体制を構築していくために、改めて基本的な医療機能についての検討を行います。

開院	平成11年8月1日
所在地	磯子区滝頭1丁目2番1号
敷地面積	18,503 m ²
建物延床面積	病院 35,324 m ² (地下駐車場等を含む) 介護老人保健施設 3,413 m ² 職員宿舎 3,056 m ²
病床数	300床
診療科	6科 神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、 内科、放射線科、麻酔科
介護老人保健施設定員	80人

【脳血管医療センターの特徴】

急性期からの治療と回復期に至るまでの一貫したリハビリテーション

平成17年度予算の主な改善内容

(1) 収益確保

リハビリテーション業務効率の向上、早期リハビリテーション加算の算定率の向上などに取り組み、診療単価の向上を図ります。

入院診療単価	29,000円 (300円の増)
外来診療単価	14,000円 (1,500円の増)

(2) 費用節減

業務内容や必要人員の再検討等による、委託料の見直し、光熱水費の節減などにより、経費の徹底した見直しを図ります。

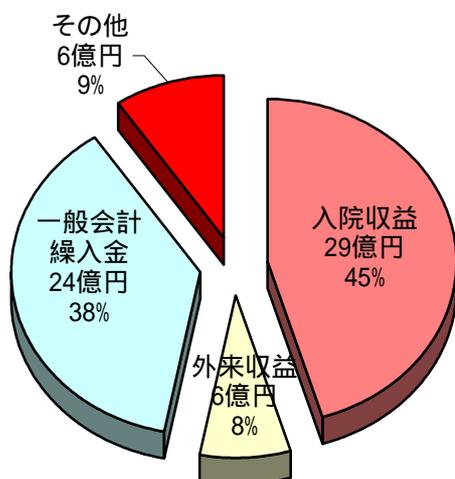
委託料等の減	13百万円
光熱水費の減	3百万円

【脳血管医療センターの収益的収支】

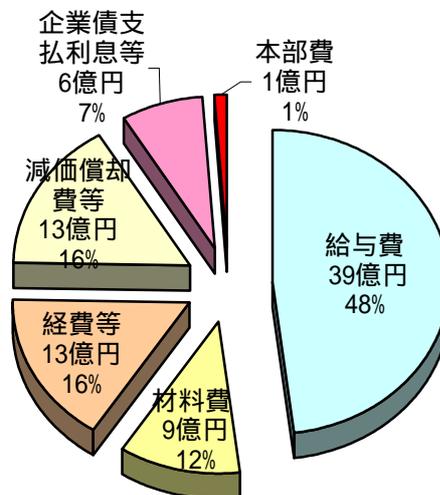
(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
脳血管医療センター 収益的収入	6,460,502	5,614,928	845,574	
入院収益	2,921,460	2,987,670	66,210	1日平均患者数276人 入院診療単価29,000円
外来収益	547,400	468,750	78,650	1日平均患者数160人 外来診療単価14,000円
一般会計繰入金	2,427,103	1,575,118	851,985	56頁参照
その他	564,539	583,390	18,851	室料差額収益、介護老人 保健施設収益等
脳血管医療センター 収益的支出	8,122,632	8,052,888	69,744	
給与費	3,887,822	3,603,558	284,264	職員給与費等
材料費	923,898	884,306	39,592	薬品費、診療材料費等
経費等	1,309,778	1,318,162	8,384	光熱水費、委託料等
減価償却費等	1,328,982	1,649,907	320,925	
企業債支払利息等	554,463	596,955	42,492	
本部費	117,689	-	117,689	
経常収支	1,662,130	2,437,960	775,830	
特別損益	-	-	-	
純損益	1,662,130	2,437,960	775,830	

脳血管医療センター-収益的収入の内訳
総額65億円(17年度)



脳血管医療センター-収益的支出の内訳
総額81億円(17年度)



【1日平均患者数、診療単価の推移】

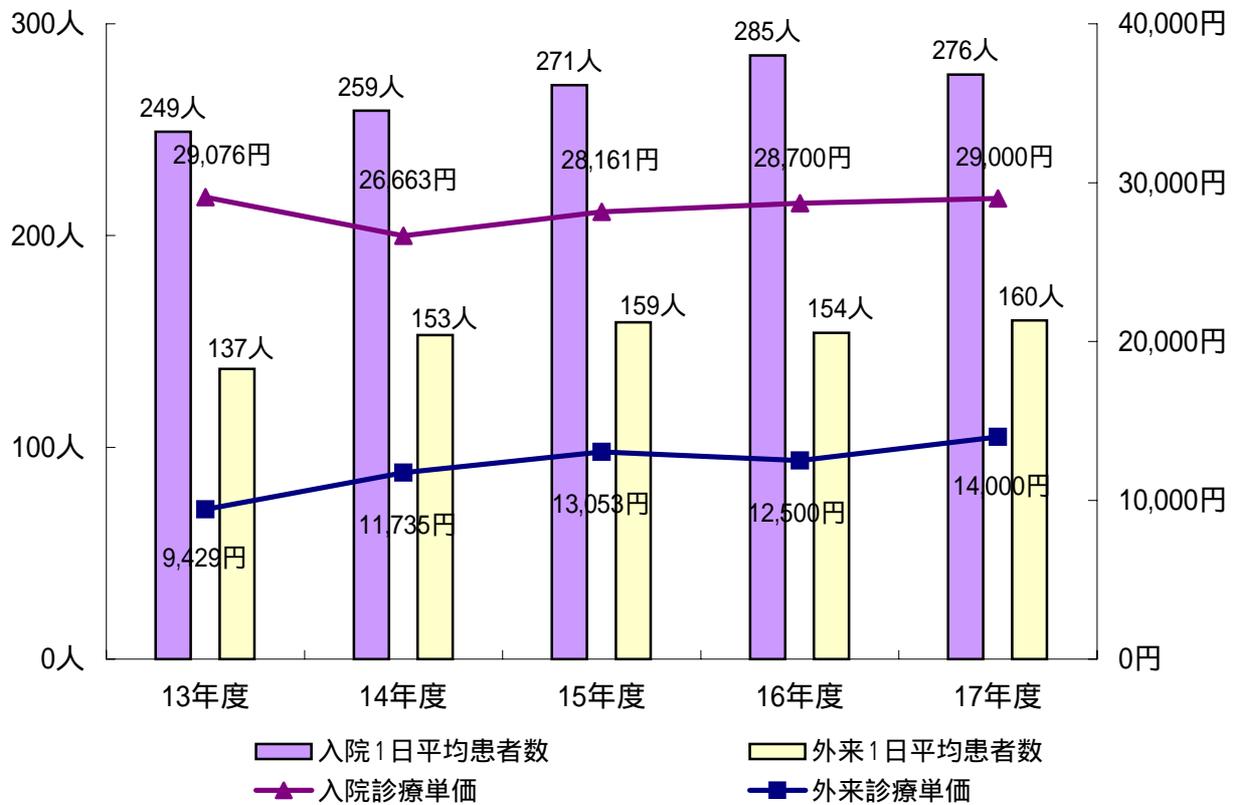
【1日平均患者数】

	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 予算	平成17年度 予算
入院患者数	249 人	259 人	271 人	285 人	276 人
外来患者数	137 人	153 人	159 人	154 人	160 人

【1人当たり診療単価】

	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 予算	平成17年度 予算
入院収益	29,076 円	26,663 円	28,161 円	28,700 円	29,000 円
外来収益	9,429 円	11,735 円	13,053 円	12,500 円	14,000 円

入院・外来収益指標の推移



【脳血管医療センターの資本的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
脳血管医療センター 資本的収入	651,095	704,192	53,097	
企業債	115,000	-	115,000	
一般会計繰入金	536,095	704,192	168,097	21頁参照
脳血管医療センター 資本的支出	1,054,144	1,126,287	72,143	
建設改良費	250,000	70,000	180,000	高度情報化等
企業債償還金	804,144	1,056,287	252,143	

(3) みなと赤十字病院

【みなと赤十字病院の概要】

横浜市医療施策の中核的な担い手のひとつとして、政策的に必要な医療の提供や市民の健康危機への対応を行うとともに、市立病院として地域医療全体の質向上のための先導的な取り組みを行います。

開院	平成17年4月1日(予定)
所在地	中区新山下3丁目12番1号
敷地面積	28,613㎡
建物延床面積	74,148㎡(地下駐車場等を含む)
病床数	634床(一般584床、精神50床())
診療科	23科

内科、精神科()、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

平成19年度開設予定

【みなと赤十字病院の特徴】

日本赤十字社を指定管理者とした公設民営の市立病院として運営

24時間365日の救急医療	小児救急医療
輪番制救急医療	母児二次救急医療
精神科救急医療()	精神科合併症医療()
緩和ケア医療	アレルギー疾患医療
障害児(者)合併症医療	災害時医療
市民の健康危機への対応	

平成19年度から実施

【みなと赤十字病院の収益的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
みなと赤十字病院 収益的収入	10,616,078	-	10,616,078	
入院収益	6,697,211	-	6,697,211	1日平均患者数425人 入院診療単価43,173円
外来収益	1,857,063	-	1,857,063	1日平均患者数865人 外来診療単価8,799円
一般会計繰入金	1,417,278	-	1,417,278	22頁参照
指定管理者負担金	-	-	-	
その他	644,526	-	644,526	室料差額収益等
みなと赤十字病院 収益的支出	12,459,956	-	12,459,956	
給与費	-	-	-	
材料費	-	-	-	
経費	9,654,963	-	9,654,963	指定管理者への交付金
減価償却費等	1,843,878	-	1,843,878	
企業債支払利息等	898,174	-	898,174	
その他	62,941	-	62,941	消費税、本部費、予備費
経常収支	1,843,878	-	1,843,878	
特別損益	-	-	-	
純損益	1,843,878	-	1,843,878	

【みなと赤十字病院の資本的収支】

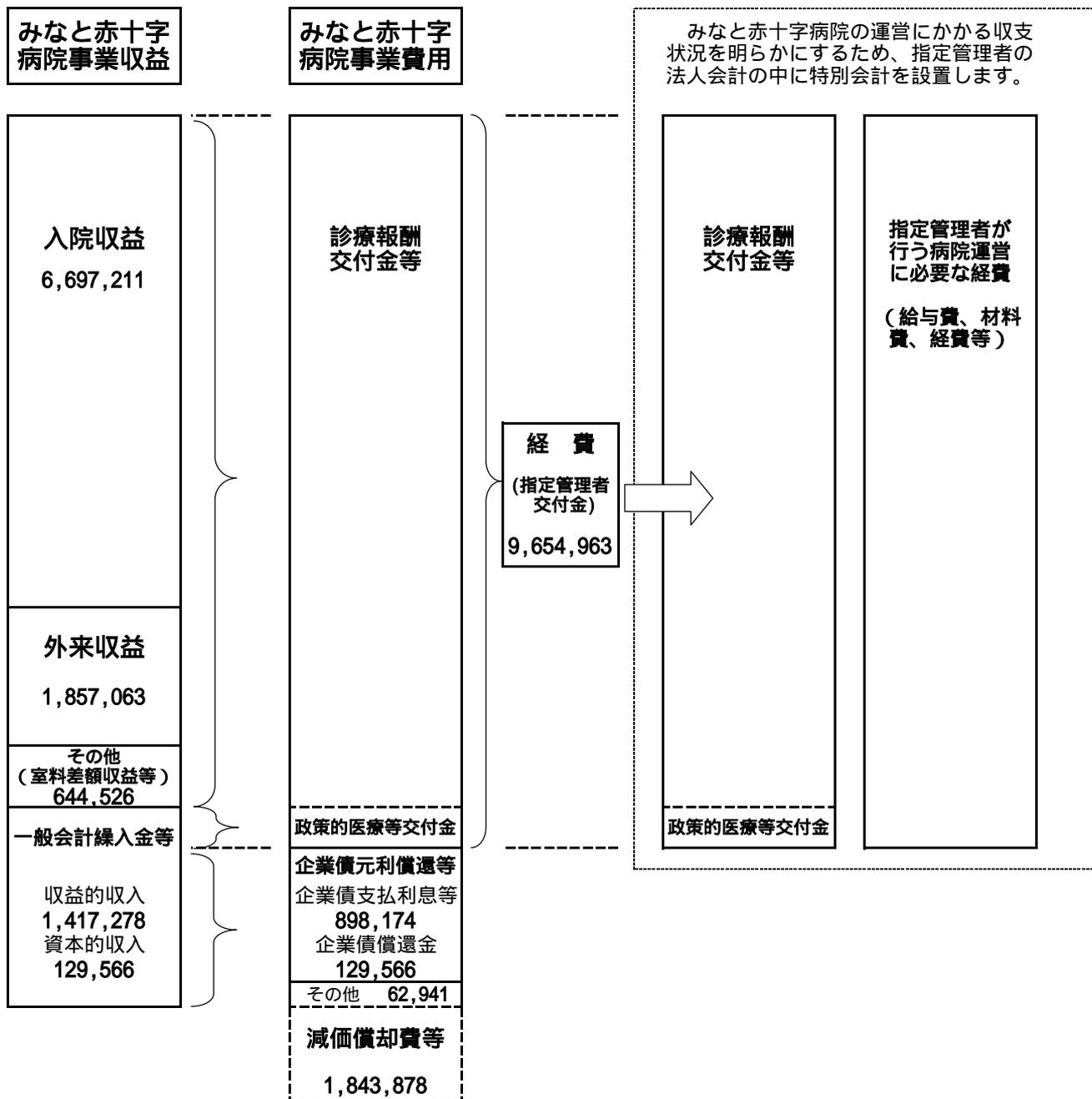
(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
みなと赤十字病院 資本的収入	129,566	1,629,201	1,499,635	
企業債	-	58,000	58,000	
一般会計繰入金	129,566	1,571,201	1,441,635	22頁参照
みなと赤十字病院 資本的支出	129,566	1,629,201	1,499,635	
建設改良費	-	1,629,201	1,629,201	
企業債償還金	129,566	-	129,566	

17年度予算における「みなと赤十字病院」の収支の仕組み

《横浜市・病院事業》

《指定管理者・日本赤十字社》



みなと赤十字病院の運営に伴う入院・外来収益等()及び政策的医療に対する一般会計繰入金()については、それぞれ指定管理者に対して、診療報酬交付金等、政策的医療交付金として交付します。

企業債元利償還金については、その3分の2については一般会計より総務省基準に基づいた繰入れを行うとともに、残る3分の1についても、平成17年度は高資本費対策として繰入れを行います()

なお、全床開床年度(平成19年度を予定)以降については、指定管理者より本市に対して支払われる予定である指定管理者負担金(約6億円)を充当し、不足分について高資本費対策繰入れを行います。診療報酬交付金に対する消費税の取り扱いについては、現在関係省庁と調整中であるため、平成17年度予算には計上していません。()

みなと赤十字病院の会計は資金収支が均衡する仕組みとなっているため、減価償却費等()の分だけが経常損失として現れることとなります。

(4) 港湾病院

港湾病院は、平成16年度末で閉院となり、診療機能は、みなと赤十字病院へ引き継ぎます。

平成17年度は、閉院後の残務処理及び病院建物の解体・撤去を行います。

また、平成16年度までに生じた病院運営に伴う債務を、閉院に伴い、段階的に解消していくため、繰入れを行います。

【港湾病院の収益的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
港湾病院収益的収入	409,656	6,234,531	5,824,875	
特別利益	409,656	-	409,656	
一般会計繰入金	391,656	-	391,656	22頁参照
その他	18,000	-	18,000	過年度収益
經常収益	-	6,234,531	6,234,531	
港湾病院収益的支出	425,079	8,642,395	8,217,316	
特別損失	425,079	1,772,895	1,347,816	
残務処理費用	156,926	-	156,926	維持管理費、廃棄物処理費等
解体撤去費用	267,773	-	267,773	病院建物解体撤去費用
企業債支払利息等	380	-	380	
固定資産等除却費	-	1,772,895	1,772,895	
經常支出	-	6,869,500	6,869,500	
經常収支	-	634,969	634,969	
特別損益	15,423	1,772,895	1,757,472	
純損益	15,423	2,407,864	2,392,441	

1 港湾病院の閉院に伴う収益・費用は、全て特別損益として処理しています。

2 平成17年度は、診療を行わないため、經常収支はありません。

【港湾病院の資本的収支】

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	差引増減	説明
港湾病院資本的収入	1,515,023	121,204	1,393,819	
企業債	-	-	-	
一般会計繰入金	1,515,023	121,204	1,393,819	22頁参照
港湾病院資本的支出	15,023	221,805	206,782	
建設改良費	-	40,000	40,000	
企業債償還金	15,023	181,805	166,782	

7 一般会計繰入金の明細

(1) 市民病院

(単位 千円)

繰入項目	平成17年度	積算の考え方	繰入項目	平成16年度
救急医療経費	158,073	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ	救急医療経費	471,338
感染症病床運営経費	188,786	一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ	感染症病床運営経費	101,455
がん検診センター運営経費	161,067	市全体としての事業等に対して繰入れ	がん検診センター運営経費	671,251
地域医療向上経費	250,719	地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ	保健事業等経費	197,910
高度医療等	251,257	民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止(平成17年度は前年度の額の4分の3)	高度医療等	335,008
企業債元利償還分	514,378	国の定める基準等により繰入れ	企業債元利償還分	604,945
企業債利息	245,278		企業債利息	264,265
企業債元金	269,100		企業債元金	340,680
公的基礎年金拠出金	94,033	国の定める基準等により繰入れ	公的基礎年金拠出金	81,992
共済組合追加費用	161,777		共済組合追加費用	173,174
本部費	319,101			
一般会計繰入金合計	2,099,191		一般会計繰入金合計	2,637,073
うち収益的収入分	1,830,091		うち収益的収入分	2,296,393
うち資本的収入分	269,100		うち資本的収入分	340,680

一般会計繰入金の主な変更点

救急医療経費の減 313,265千円・

平成16年度までは収支差額に対して繰り入れていたものを、民間病院への補助等に準拠した積算に変更します。

がん検診センター運営経費の減 510,184千円

繰入金のうち、一次検診分については民間医療機関と同様に、一般会計からの委託料として支払います。(17年度総額143,463千円)。また、市全体としての事業については引き続き繰入れを行います。

本部費の増 319,101千円 ・

地方公営企業法の全部適用により発生する本庁職員の人件費、事務費等について、16年度までは一般会計で負担していたものであることなどから、当面の間、一般会計繰入金で対応することとします。

(2) 脳血管医療センター

(単位 千円)

繰入項目	平成17年度	積算の考え方
救急医療経費	88,289	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ
脳血管疾患医療経費	1,438,337	一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ
地域医療向上経費	224,098	地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ
高度医療等	73,125	民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止(平成17年度は前年度の額の4分の3)
リハビリテーション経費	-	脳血管疾患医療経費に組替え
企業債元利償還分	887,391	国の定める基準等により繰入れ
企業債利息	351,296	
企業債元金	536,095	
公的基礎年金拠出金	49,356	国の定める基準等により繰入れ
共済組合追加費用	84,913	
本部費	117,689	本部運営に要する経費
一般会計繰入金合計	2,963,198	
うち収益的収入分	2,427,103	
うち資本的収入分	536,095	
長期借入金	-	
計	2,963,198	

繰入項目	平成16年度
救急医療経費	75,728
保健事業等経費	125,790
高度医療等	97,499
リハビリテーション経費	780,765
企業債元利償還分	1,069,895
企業債利息	365,703
企業債元金	704,192
公的基礎年金拠出金	41,655
共済組合追加費用	87,978
一般会計繰入金合計	2,279,310
うち収益的収入分	1,575,118
うち資本的収入分	704,192
長期借入金	686,000
計	2,965,310

一般会計繰入金の主な変更点

リハビリテーション経費を脳血管疾患医療経費に組替えたことによる増 657,572千円

一般病床と比較して不採算とならざるを得ない部分に対して繰入れを行います。

本部費の増 117,689千円

地方公営企業法の全部適用により発生する本庁職員の人件費、事務費等について、16年度までは一般会計で負担していたものであることなどから、当面の間、一般会計で負担することとします。

(3) みなと赤十字病院

(単位 千円)

繰入項目	平成17年度	積算の考え方
救急医療経費	56,542	病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ
アレルギー疾患医療経費	301,871	アレルギー疾患医療に係る経費
企業債元利償還分	1,027,740	
企業債利息	598,722	国の定める基準等により繰入れ
企業債元金	86,377	
高資本費対策	342,641	免震構造やヘリポート設置などによる整備費増加分
利子補助	99,750	日本赤十字社の医療機器等の整備に要する資金調達に係る利子補助相当額
消費税納付分	52,000	消費税納税額
本部費	8,941	本部運営に要する経費
一般会計繰入金合計	1,546,844	
うち収益的収入分	1,417,278	
うち資本的収入分	129,566	

指定管理者に交付

繰入項目	平成16年度
再整備事業費	1,571,201
一般会計繰入金合計	1,571,201
うち収益的収入分	0
うち資本的収入分	1,571,201

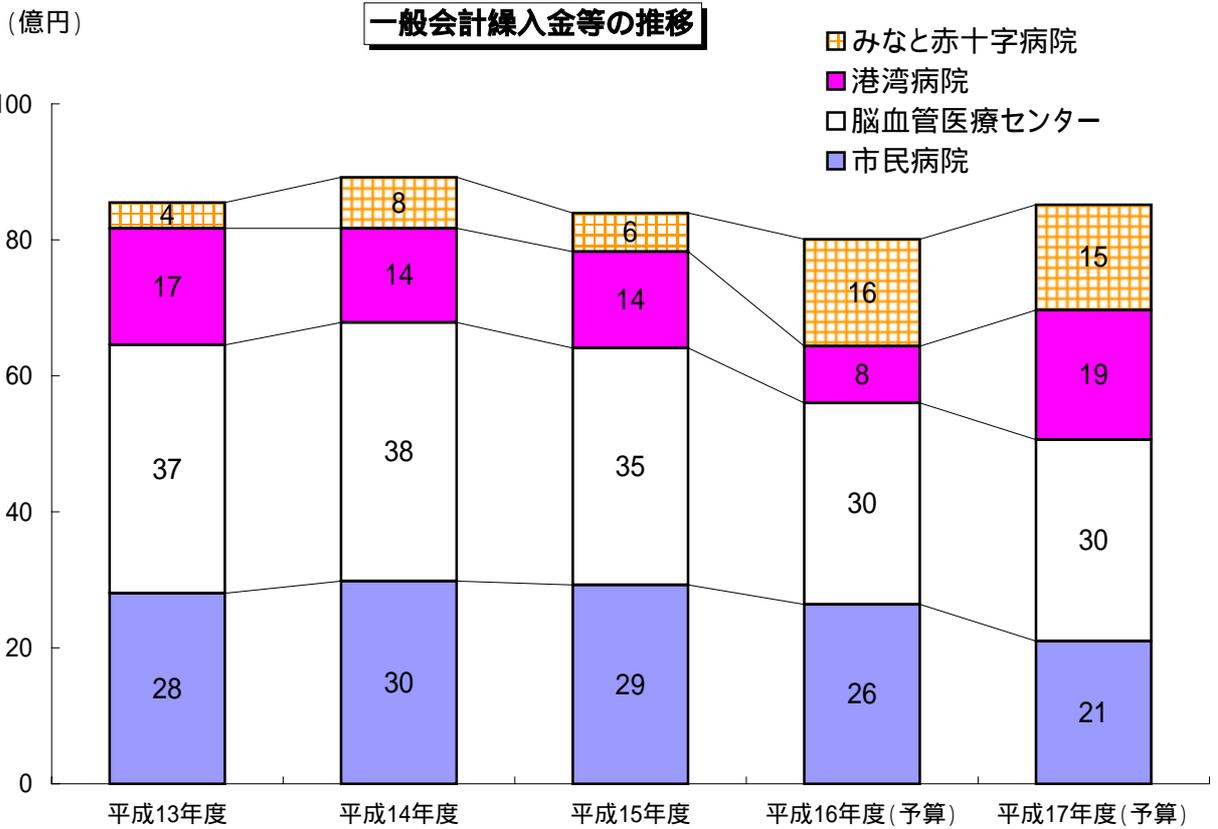
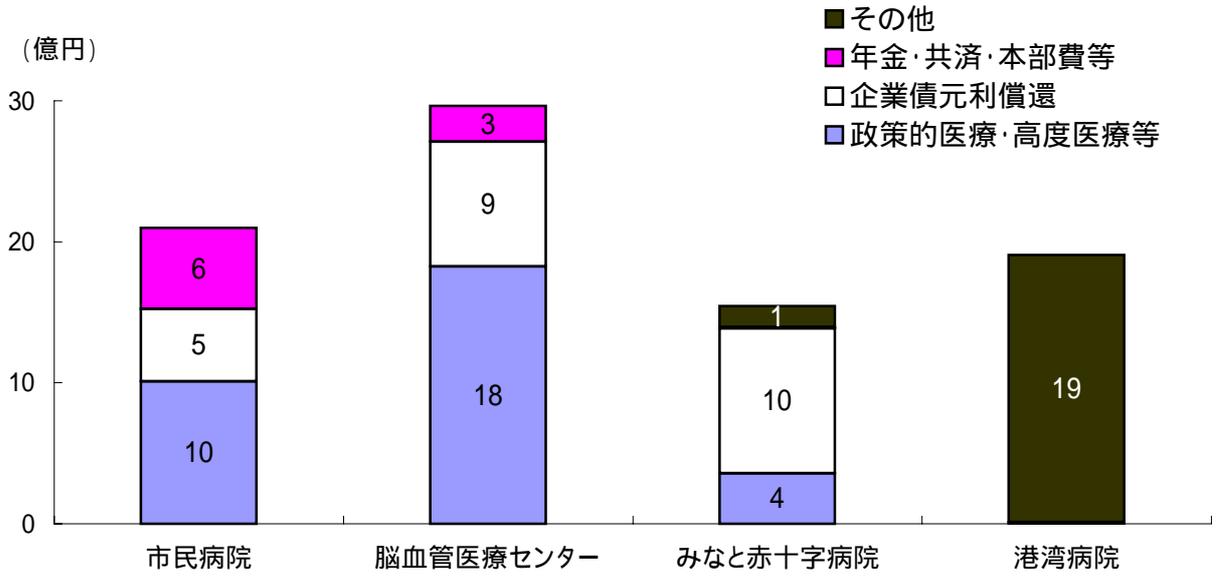
(4) 港湾病院

(単位 千円)

繰入項目	平成17年度	積算の考え方
企業債元利償還分	10,252	
企業債利息	237	国の定める基準等により繰入れ
企業債元金	10,015	
閉院調整費	1,896,427	
残務整理	391,419	残務処理、解体・撤去費用等
累積債務解消	1,505,008	累積債務の一部解消
一般会計繰入金合計	1,906,679	
うち収益的収入分	391,656	
うち資本的収入分	1,515,023	

繰入項目	平成16年度
企業債元利償還分	123,514
企業債利息	2,310
企業債元金	121,204
政策的医療・高度医療等	572,242
公的年金・共済組合等	140,021
一般会計繰入金合計	835,777
うち収益的収入分	714,573
うち資本的収入分	121,204

平成17年度 一般会計繰入金の内訳



一般会計繰入金等には一般会計からの長期借入金も含む。

みなと赤十字病院の平成13年度～平成16年度は、再整備事業に対する繰入金を記載した。

用語解説

い 一般会計繰入金

公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費などについて、一般会計が負担するもの。

え エイズ診療拠点病院

エイズ治療の拠点病院として、各都道府県において選定された病院で、総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器及び個室の整備、カウンセリング体制の整備、地域の他の医療機関との連携、院内感染防止体制の整備などがされている。

か 介護老人保健施設

介護保険法に基づき、入所して施設サービスが受けられる施設。介護保険の要介護認定で要介護1～5と認定された要介護者（要支援は除く）で、病状が維持期にあり、入院治療をする必要はないが、自宅で自立した生活をするには不安がある者、治療より看護や介護が必要な者などが対象であり、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のケアなどを行い、自宅での自立した生活への復帰を目的としている。

回復期

差し迫った生命の危機等から脱し、又は、疾病・外傷の症状がある程度改善した後、症状が回復するまでの間のこと。症状がほぼ固定した後の維持期（又は慢性期）と区別される。

神奈川県災害医療拠点病院

救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として、神奈川県が指定した病院。

緩和ケア

がんによる末期症状を示している患者に対して、疼痛等の身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行い、QOL（quality of life：生活の質）の向上を支援すること。

き 企業債元利償還金

建物整備や医療機器の購入のために発行する債券（公営企業債）の元金及び利息の償還金。

急性期

差し迫った生命の危機、疾病・外傷の発症などから、積極的な治療や検査、看護等が行われ、症状がある程度改善する段階までのこと。

く クリニカルパス

疾患や手術・検査ごとに、予定される治療内容等をチャート様式にまとめたもの。医師、看護師、コメディカル、患者が治療経過の情報を共有することで、必要なケアを適時に患者に提供し、治療効果の向上を図るとともに、インフォームドコンセントや安全管理の向上、在院日数の短縮等にも効果があるとされる。

け 経常収支

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きであり、企業の経営状態を表す。

し 指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度。

資本的収入・支出

建設改良や医療機器の整備などの支出とそれに係る企業債償還金などの財源収入であり、その効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するもの

収益的収入

入院収益や外来収益など病院の通常の事業活動に伴って発生する収入

収益的支出

人件費、材料費、経費など病院の通常の事業活動に伴って発生する支出

純損益

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きとして計算される経常収支に特別損益を加減した額

障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が、障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

せ 精神科合併症医療

精神障害者が障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

そ 早期リハビリテーション加算

急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法を行った場合、発症後90日以内など一定の要件のもとに診療報酬上の加算が認められている。

た 第一種感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エボラ出血熱やペストなどの1類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。第二種感染症指定医療機関は、細菌性赤痢、コレラ等に対応する。

ち 地域医療支援病院

地域における医療の確保等のために、地域医療機関に対して必要な支援を行う病院で、次のような指定要件のもとに診療報酬上の加算が認められている。

- ・ 病床数が200床以上であること
- ・ 紹介率（外来初診患者数に占める、他の病院又は診療所からの紹介で外来に訪れる患者数の率）や逆紹介率（外来初診患者に占める、その病院で診療を行う必要性がない患者等について、他の病院又は診療所などの「かかりつけ医」に紹介した患者数の率）が一定の基準以上であること
- ・ 病院の設備機器を他の病院の医師等の診療・研究・研修のために利用させる体制が整っていること
- ・ 救急医療を提供する能力があること
- ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力があること など

地域がん診療拠点病院

質の高いがん医療を全国で等しく実施できるようにするために、わが国に多いがん（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん等）について、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するために拠点として設けられる病院。県の推薦により、保健医療圏ごとに厚生労働大臣が指定する。

地方公営企業法の全部適用

病院事業については、地方公営企業法のうち財務に関する規定等が当然に規定されるが、全部適用の実施により、組織及び職員の身分取扱に関する規定等も含めたすべての規定が適用される。全部適用のもとでは、組織、人事・労務、予算執行などに関する広範な権限を持つ病院事業管理者が設置され、病院経営に関する権限と責任が明確になることで、より機動的で効率的な病院運営が可能となる。

て 電子カルテ

従来の紙カルテで患者情報を管理するものではなく、データにより管理するシステムのこと。カルテの管理を紙による蓄積ではなく、コンピューターのデータベースにより行うため、検索性と医師の思考過程、診察過程の記録に優れており、医療の質向上、患者への情報の提供によるインフォームドコンセントの推進等に役立つ。

と 特別損益

過年度の損益や臨時的な損益などの合計額

に 二次救急医療

相応の症状のある救急患者に対し、検査、入院などの対応をとることで適切な治療を行う医療。入院を要しない一次救急医療（初期救急医療）や救命を要する三次救急医療（救命救急医療）と区別される。

ひ 非紹介患者初診料加算

国（厚生労働省）が病院と診療所の機能分担の推進を図るために定めた制度で、他の医療機関などからの紹介なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できるもの。

ふ プライマリケア

患者が最初に接する基本的医療として、年齢・性別・臓器のいかに問わず、一般的な診療を幅広く診断し、治療すること。

り 臨床研修指定病院

医師の臨床研修は、従来、努力義務として行われてきたが、平成12年の医師法等の改正により「診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない」と義務づけられた。この臨床研修を実施する病院を臨床研修指定病院という。